

民生課からのお知らせ

ちよこつと共済加入について

「ちよこつと共済」は、東京都39市町村の住民が会費を出し合い、交通事故にあった時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。選べる2コース制です。

- Aコース：年額10000円の会費で最高300万円の見舞金
○Bコース：年額5000円の会費で最高150万円の見舞金

さらにどのコースでも、会員が交通災害で死亡したときに、中学生以下のお子さんがいる場合、年額10万2千円の交通遺児年金が支給されます。

加入申込書付きパンフレットは、今月号の広報にいじまと同時に各家庭に配布しています。

申込窓口 民生課住民年金係

または各支所

詳細・問い合わせ

ちよこつと共済ホームページ
http://www.ctv-tokyo.or.jp/

火葬業務従事者の募集について

民生課では、次のとおり火葬業務従事者を募集しています。

【従事場所】 式根島火葬場

【従事開始年月日】

平成27年4月1日

詳しくは、左記へお問い合わせください。

【問い合わせ】

民生課民生係

(5)0243 (内線108)

農林水産係からのお知らせ

農地に関する手続きについて

農地に関する手続き(名義変更、地目変更、貸借等)には、必ず許可が必要です。手続きによって、農業委員会もしくは東京都の許可が必要となるので、まず、役場産業課内の農業委員会事務局までご相談ください。

【問い合わせ】

農業委員会事務局

(5)0284 (内線215)

教育委員会からのお知らせ

平成27年度新島村の就学援助について

要保護・準要保護就学援助費
村内の公立小中学校に就学する児童・生徒の保護者で、村の要保護・準要保護認定基準に該当する保護者に対し、村では通学費や学用品費等の一部を支給する就学援助を行っています。

詳しい内容は教育委員会ホームページをご覧ください。

特別支援教育就学奨励費

村内の公立小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒がいるご家庭に対し、村では

通学費や学用品費等の一部の費用について、ご家庭の経済的な負担を軽減するために教育費を補助しています。補助を受けることができるご家庭は次の通りです。

- ①新島村に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のいるご家庭
②平成26年度就学奨励制度による要保護・準要保護に認定されていないご家庭
③平成26年中の総所得額が、当該制度の基準以内のご家庭
○申請手続き
申請書に記入・押印の上、必要書類を添えて提出してください。(注) 就学援助の申請は毎年度必要です。前年度の就学援助を受けた世帯についても翌年度改めて申請が必要になります。
○申請書の提出期間
・3月1日から4月末日までの開庁日(満額支給の場合)
○申請書の配布・受付
・教育委員会教育課の窓口(住民センター1階)
・各支所窓口(若郷支所・式根島支所)

【問い合わせ】

新島村教育委員会

(5)0203 (内線230)

障害児福祉手当・特別障害者手当のお知らせ

【障害児福祉手当】

◎支給要件

大島支庁管内に住所がある20

歳未満の方で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある人。
ただし、次の項目に該当する場合は支給されません。

- ①施設に入所しているとき(肢体不自由児施設その他これに類する施設)
②障害を支給事由とする公的年金を受けているとき。
③受給者本人や扶養義務者の前年の所得が、別に定める額(限度額)以上であるとき。

◎手当額

月額 14,140円

◎支給方法

5月・8月・11月・2月の四期に支給されます。

【特別障害者手当】

◎支給要件

大島支庁管内に住所がある20歳以上の方で、精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある人。
ただし、次の項目に該当する場合は、支給されません。

- ①施設に入所しているとき。
②病院または診療所に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき。
③受給者本人及び家族等の前年の所得が、別に定める額(限度額)以上であるとき。

額)以上であるとき。

◎手当額

月額 26,000円

◎支給方法

5月・8月・11月・2月の四期に支給されます。
手当を受けるためには、申請(認定請求書の提出)が必要となります。手当のご相談は、左記へお問い合わせください。

【問い合わせ】

大島支庁総務課福祉係

(2)4421

平成26年度東京都最低賃金の適用について

特定(産業別)最低賃金については、改正がありませんでしたので、東京都最低賃金888円が全ての業種に適用されます。

※お問い合わせは、東京労働局賃金課

☎03(3512)1614 (直通)

※最低賃金ワン・ストップ総合相談支援センター

☎03(5678)6488

国家公務員募集

人事院は平成27年度中に次の採用試験を行います。受験案内等は人事院ホームページ内で確認できます。詳しくは人事院関東事務局までお問い合わせください。

◇総合職試験(院卒者試験)、

総合職試験(大卒程度試験)

受験案内等のホームページ掲載

開始日 2月2日(月)

受付期間

4月1日(水)～4月8日(水)

第一次試験日

5月24日(日)

◇一般職試験(大卒程度試験)

受験案内等のホームページ掲載

開始日 2月2日(月)

受付期間

4月9日(木)～4月20日(月)

第一次試験日

6月14日(日)

◇一般職試験(高卒者試験)、

一般職試験(社会人試験(係

員級)

受験案内等の配布等開始日

5月11日(月)

受付期間

(インターネット)

6月22日(月)～7月1日(水)

(郵送・持参)

6月22日(月)～6月24日(水)

第一次試験日

9月6日(日)

【注】各試験の申込みはインターネットにより行ってください。

【問い合わせ】

人事院関東事務局

☎048(740)2006

http://www.jinji.go.jp/saiyo/

saiyo.htm

●第209回東京都都市計画審議会

27年5月15日13時30分から都庁会議室で。事前抽選で15人まで傍聴可。申込…27年4月17日(消印有効)。住所・氏名・電話番号を記載した往復ハガキ(一人一通のみ有効)で、〒163-8001 東京都都市整備局都市計画課へ。付議予定案件は都庁都市整備局ホームページ(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/keikaku/shingikai/yotei.htm>)又は都庁都市計画課(☎03(5388)3225)へ。

※個人のプライバシーに関する案件などがあるときは、会議が一部非公開となることがあります。

五島をつなぐ ～支庁の窓～ No. 20

造林補助事業について

森林・林業関係の業務を行っている産業課林務係から、「造林補助事業」についてご案内します。

森林は木材等の林産物を供給するだけでなく、山地の保全、水源のかん養、森林リクレーションの場となる等の多面的な機能を持っています。東京都では、森林の持つこれらの機能を十分に発揮させるため、森林所有者の方が行う、植え付け・下草刈・間伐・作業道の設置等の作業に対して、助成を行っています。

○補助を受けるための条件

補助の対象は、地域森林計画対象森林で1か所あたり0.05ha以上の面積があり、林齢や樹種などの規定の要件を満たした森林になります。

詳細については、産業課林務係(☎04992(2)4431)にお問い合わせください。

■住民センター図書室から今月の新刊図書



すみだ水族館



佐藤 青児



COOKPAD

- ★私に似た人
- ★二千七百の夏と冬
- ★定年楽園
- ★人生相談。
- ★麒麟の舌を持つ男

- 貫井 徳郎
- 荻原 浩
- 大江 英樹
- 真梨 幸子
- 田中 経一

■本村住民センター図書室の利用時間

午前9時～午後5時(年末年始、イベント時等除く)
※新刊の貸出などは教育委員会までお問い合わせください。
教育委員会☎(5)0203(直通)